

水道施設維持管理業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、市が管理する水道施設の維持管理に関する複数業務を包括して、複数年度で外部に委託することで、事業者の専門的な技術や創意工夫の活用により、効率的な事業運営を目指すもので、業務の効率化と維持管理費用の削減を図ることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務の名称

水道施設維持管理業務委託

(2) 主な業務内容

- ・複数業務の管理（包括委託）
- ・浄水施設等の運転監視操作業務（24時間）
- ・設備等の保守点検業務
- ・破損した箇所の簡易補修
- ・消防設備及び自家用電気工作物等の点検
- ・薬品等の調達
- ・清掃及び植栽等の管理
- ・水質検査業務（配水管末端の毎日検査）
- ・外部委託（設備等の修繕、配水池ロボット清掃、減圧弁保守点検等）

※詳細は別紙「水道施設維持管理業務委託 要求水準書及び性能仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

(4) 主な施設

①浄水場及び配水場

- ・鳥野目浄水場
- ・穴沢浄水場
- ・千本松浄水場
- ・要害浄水場
- ・中山配水場

②配水池（33施設）

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式

(6) 提案上限額

1,377,288,000円（消費税相当額含む）

※提案上限額は、現在の施設を対象に算出した費用であり、履行期間中に施設の更新や廃止等により、業務内容の変更の必要が認められるときは、発注者と受注者との協議して定めるものとする。

3 参加資格要件

- (1) 法人登記されていること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 那須塩原市の入札参加資格を有する、もしくは入札参加資格を有する見込み（参加申請時迄）であること。

- (4) 本事業参加申請時点で事業者の本社所在地における県知事及び那須塩原市長からの指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法の規定により、更正手続き開始の申し立てをしている者でないこと。民事再生法の規定により、再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (6) 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。併せて、同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等がないこと。
- (7) 日本国内において、水道事業及び水道用水供給事業における浄水処理（排水処理は除く）の包括的民間委託による維持管理業務（浄水施設等運転業務実績が急速ろ過方式（浄水処理能力10,000m³/日以上）かつ緩速ろ過方式（浄水処理能力3,000m³/日以上）を過去10年間（平成27年4月以降）に5年以上元請けとして履行した実績（共同企業体の構成員として総括責任者等を配した業務の実績を含む。）を有する者であること。
- ・ 関東地方に本社、本店又は支店を有すること。
 - ・ 参加形態は単独企業であること。
- (8) 豪雨、台風、地震、渇水その他の天災及び水道施設の機能に重大な支障が生じた場合に備え、連絡体制を整えたとともに、常にこれに対処できるようにすること。
- (9) 別紙、性能仕様書に記載された職階及び有資格者を配置できること。

4 スケジュール

内 容	日 程
事業公募開始	令和7年 9月30日（火）
参加表明書の提出期限	令和7年10月20日（月）12時必着
質問書の提出期限	令和7年10月20日（月）12時必着
質問に対する回答	令和7年10月31日（金）
完成工事図書等の閲覧	令和7年10月21日（火）～ 令和7年11月 4日 （火）
参加資格確認結果通知	令和7年11月10日（月）
企画提案書提出期限	令和7年11月20日（木）12時必着
参加表明取下提出期限	令和7年11月20日（木）12時必着
一次審査結果通知	令和7年12月 1日（月）
二次審査（プレゼンテーション）及びプロポーザル選定委員会	令和7年12月12日（金）又は 令和7年12月17日（水）を予定
結果通知	令和7年12月下旬

※スケジュールは予定であり、市の都合により変更する場合がある。

※業務準備期間に前受注者からの業務の引継ぎを受け、業務の習熟に努めるものとする。

なお、業務引継ぎに要する費用は、受注者負担とする。

5 参加申込

参加する者は、参加表明書（様式1）及び参加資格確認書類（様式2～6）に必要事項を記載し、指定の日時まで提出すること。

（1）提出書類一覧

書 類 名	様 式	作 成 要 領 等
参加表明書	様式1	代表者印を押印
会社概要	様式2	
履歴全部事項証明書（登記簿謄本）	添付	提出日の6か月以内のもの（写し可）
定款	添付	最新のもの
納税証明書	添付	・提出日の6か月以内に発行されたもの（写し可） ・国税は法人税・消費税及び地方消費税（所轄税務署） ・都道府県税、市町村税は全科目に滞納がないことの証明書を提出すること
営業所等作業拠点表	様式3	最新のもの
業務実績書	様式4	3 参加資格要件（7）の業務実績について、3件を上限に記載すること。また、その業務内容が確認できる書類（契約書、仕様書等）の写しを添付すること
在籍する技術者の状況	様式5	
業務の一部再委託又は技術協力等の予定先	様式6	

（2）提出方法 持参又は郵送（必着）にて提出。

（3）提出期限 令和7年10月20日（月）12時必着

※期限までに参加表明書等を提出していない者からの応募（提案書の提出）は受け付けない。

（4）提出部数 1部

（5）提出先 那須塩原市上下水道部 整備課 水道施設係（那須塩原市 西那須野庁舎2階）
住 所 〒329-2792 那須塩原市あたご町2番3号
電 話 0287-37-5217 FAX 0287-37-5115
メール seibi@city.nasushiobara.tochigi.jp

（6）参加資格確認結果の通知

提出された書類を審査し、令和7年11月10日（月）までに参加表明者に対して、参加資格の確認結果を書面により通知する。なお、参加資格要件を持たしていない場合は、失格として、その理由を付記して通知する。

6 参加申込の取り下げ

やむを得ない理由により参加表明書提出後に参加申込を取り下げる場合には、参加取下書を指定の日時まで提出すること。

- (1) 提出書類 参加取下書（様式12）
- (2) 提出方法 持参又は郵送（必着）にて提出
- (3) 提出期限 令和7年11月20日（木）12時必着
- (4) 提出部数 1部（代表者印を押印）
- (5) 提出先 那須塩原市上下水道部 整備課 水道施設係（那須塩原市 西那須野庁舎2階）
住 所 〒329-2792 那須塩原市あたご町2番3号
電 話 0287-37-5217 FAX 0287-37-5115
メール seibi@city.nasushiobara.tochigi.jp

7 質問書の提出と回答

本プロポーザルに関する質問及び質問に対する回答は、次のとおり行うものとする。

- (1) 提出方法 質問書（様式7）を担当部署に電子メール（電子メールの表題は「プロポーザル 質問（事業者名）」）で提出し、送信確認の電話連絡を必ず行うこと。
※電子メール以外の方法による質問は受け付けない。
- (2) 受付期間 令和7年10月20日（月）12時必着
- (3) 提出先 那須塩原市上下水道部 整備課 seibi@city.nasushiobara.tochigi.jp
- (4) 回答方法 提出された全ての質問とその回答は、質問者の名前を伏せて質問回答書にとりまとめ、全応募者に対し、令和7年10月31日（金）に、電子メールにより通知する。なお、内容により公平性を保てない場合は、回答しない場合がある。

8 完成工事図書等の閲覧

参加表明者に対して、完成工事図書等の閲覧期間を設ける。

- (1) 提出方法 閲覧を希望する場合は、完成工事図書等閲覧申込書（様式8）を担当部署に電子メール（電子メールの表題は「完成図書等閲覧（事業者名）」）で提出し、送信確認の電話連絡を必ず行うこと。なお、申し込みは閲覧希望日の3日前までとする。
- (2) 閲覧期間 令和7年10月21日（火）～令和7年11月 4日（火）
※土曜日、日曜日、祝祭日を除く9時～16時まで
- (3) 提出先 那須塩原市上下水道部 整備課 seibi@city.nasushiobara.tochigi.jp
- (4) 閲覧場所 那須塩原市 西那須野庁舎内を予定
- (5) その他 閲覧時の質疑応答及び完成工事図書のコピーは不可とする。（カメラ等による撮影のみ許可）

9 企画提案書等の提出

参加資格の確認結果の通知により、参加資格を得た者は、企画提案書等に必要事項を記載し、指定の日時までに提出すること。

(1) 提出書類一覧

書 類 名		様 式	作 成 要 領 等
企画提案書類提出届		様式 9	代表者印を押印
配置予定技術者調書		様式 10	配置予定の総括責任者及び副総括責任者について、参加資格要件に定めた条件を満たす証明書類の写しを添付すること。 また、配置予定総括責任者は、原則変更することはできない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とし、発注者の承諾を得なければならない。 配置予定技術者数は、性能仕様書に記載された配置可能な有資格者数を記載すること。
企画提案書	基本方針	様式 11-1	
	業務実施体制	様式 11-2	
	担当予定従事者の配置計画	様式 11-3	
	安全衛生管理体制	様式 11-4	
	各業務の要求事項に対する考え方及び具体的な業務実施計画	様式 11-5	
	緊急時対応計画	様式 11-6	
	地域貢献に関する提案	様式 11-7	
	特定テーマに対する提案及び対応	様式 11-8	
	見積書	様式 11-9	積算根拠添付
企画提案書の電子データ			企画提案書の電子データは、Microsoft Word又はExcel形式のほか、企画提案書一式をPDF形式にまとめたものをCD又はDVDに収納し提出すること。なお、図面等の作成にCADを用いた場合には、SFC形式のデータも併せて収納すること。

(2) 留意事項

- ・様式集で提案及び提示を求めている全ての事項について記述すること。
- ・提出期限後は、変更、差替、再提出若しくは撤回を認めない。
- ・企画提案書は、A4版30ページ以内（表紙、目次、配置予定技術者調書、見積書、パンフレットはページ数に含まない）、両面印刷可とする。文章は原則横書きとし、文字サイズは10.5ポイント以上とし、文字等の色指定はない。なお、図表については、この限りではない。
- ・提出書類の記載事項は、本市職員が補足説明を要せず理解できるよう明確かつ具体的に記述すること。
- ・使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。
- ・Microsoft Word又はExcel形式により作成することを基本とする。
- ・専門用語、造語、略語は一般の用語を用い、初出の箇所に定義を記述する用語集を別途添付すること。
- ・様式11-1～11-9に記載されている指示事項は適宜削除してよい。また、枠線のサイズ等についても必要に応じて変更してよい。
- ・見積書は、本業務を受注するに当たり希望する契約金額について、様式に従って記載し、積算根拠を添付すること。また、消費税及び地方消費税の税率は10%とし、税込額を記載すること。

(3) 提出方法 持参又は郵送（必着）にて提出

(4) 提出期限 令和7年11月20日（木）12時必着

(5) 提出部数 正本1部、副本6部、電子データ一式（1部）

(6) 提出先 那須塩原市上下水道部 整備課 水道施設係（那須塩原市 西那須野庁舎2階）
住 所 〒329-2792 那須塩原市あたご町2番3号
電 話 0287-37-5217 FAX 0287-37-5115
メール seibi@city.nasushiobara.tochigi.jp

(7) 提出された書類の取扱い

提出書類は返却しない。また、市は、提出書類を本プロポーザルにおいて優先交渉権者を選定するために限り使用するものとし、それ以外の用途では、提出した事業者（以下「参加者」という。）に無断で使用しない。

10 一次審査及び二次審査（プレゼンテーション）

参加者が多数となった場合には、一次審査及び二次審査を行う。ただし、参加者が3者以下の場合は、一次審査を行わずに二次審査で審査する。

なお、審査は、水道施設維持管理業務委託提案評価基準に基づき、「水道施設維持管理業務に係るプロポーザル選定委員会」が行う。

(1) 一次審査

時 期 令和7年11月下旬

審査方法 提出された企画提案書等の書類審査を行い、二次審査（プレゼンテーション）を実施する提案者（3者）を選定する。審査基準は、以下「11 契約候補者の選考」のとおり。

結果通知 令和7年12月1日（月）までに参加者に対して書面により通知する。なお、プレゼンテーションへの参加が認められなかった参加者に対しては、その理由を付記して通知する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

選定された参加者に対して、次のとおりプレゼンテーションによる審査を実施する。なお、詳細については、提出された書類の確認後、別途参加者に通知する。

(1) 日 時 令和7年12月12日（金）又は令和7年12月17日（水）を予定

(2) 会 場 那須塩原市役所 西那須野庁舎

(3) 時間配分 45分（プレゼンテーション30分以内、質疑応答15分以内）

※準備、片付けは含まない

(4) 参加人数

参加人数は5名以内とし、本業務における配置予定の技術者を最低1名は出席させること。

(5) 注意事項

- ・プレゼンテーションは企画提案書を基に行うこと。
- ・追加の資料及び提案は認めない。
- ・プレゼンテーションに必要な65型液晶モニターは市で準備するが、その他プレゼンテーションに必要なノートパソコン等については、提案者が用意すること。
- ・プレゼンテーションは提案者が1者の場合でも行う。

1.1 契約候補者の選考

(1) 審査基準及び審査方法

提出された参加資格確認書類及び企画提案書等に基づきプレゼンテーションを実施する。各提出資料、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について、選考組織（水道施設維持管理業務に係わるプロポーザル選定委員会）が非公開で審査を実施し、委員の評価点の平均と費用評価の合計得点で判断する。また、提案評価の合計点に対する基準点を420点とし、基準点を上回る提案者のみ選定対象とする。

審査項目	配点	評価基準等
提案評価	600点	評価6項目、基準420点
費用評価	400点	$((1 - \text{見積金額} \div \text{提案上限額}) \times 2) \times \text{配点}$
合計	1000点	

※詳細は、別紙「提案評価基準」のとおり。

(2) 優先交渉権者の選定

プロポーザル選定委員会において、上記「選定基準」に基づき総合的に審査し、合計点が最も高い提案者を契約候補者に決定する。（次点候補者も併せて選定する）

なお、合計点が同点の場合には、提案評価の高い方を契約候補者とする。

(3) 審査結果

プレゼンテーション審査を受けた全ての参加者に審査結果を電子メールにて通知する。通知は、令和7年12月下旬を予定している。

1 2 契約

- (1) 契約の締結に向け、発注者と契約候補者による企画提案を基に業務内容を協議し、仕様内容の調整を行う。
- (2) 契約候補者は、確定した仕様書に基づいた見積書を提出し、契約の手続を行う。なお、協議が整わない場合は、次点候補者と仕様内容の調整を行う。

1 3 参加資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は失格とし、参加資格を失うものとする。

- (1) 参考見積書の金額が記載する上限額を超過している場合
- (2) 契約締結までに「3 参加資格要件」に記載の要件を満たさなくなった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 契約を履行することが困難と認められる場合

1 4 特記事項

- (1) 企画提案書等の作成・提出、プレゼンテーション等の本プロポーザルに係る経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルは、随意契約の契約候補者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (3) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザインなどを使用した結果生じる責任は、参加者が負うものとする。
- (4) 契約締結後においても、受注者が本プロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合、又は本プロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性からかい離れた提案を行っていたことが明らかとなった場合は、市は受注者との契約を解除することができる。
- (5) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止する場合がある。その場合、企画提案に要した費用は、全て参加者が負担するものとする。
- (6) 企画提案書等提出書類について、その著作権は参加者に帰属する。ただし、那須塩原市情報公開条例（平成20年条例第31号）の規定に基づき、情報公開の対象となるため、参加者の権利、競争上の地位その他正等な利益を害する恐れがあるものとして、非公開としたい内容については、あらかじめ市に申し出ること。
ただし、本プロポーザルについて情報公開請求があった場合、市が公開を判断する際の参考とするが、判断の結果、希望に添えないことがある。
- (7) 審査結果（参加者数、点数、順位）は公表する。ただし、契約候補者以外の参加者名は公表しない。

1 5 担当部署

那須塩原市 上下水道部 整備課 水道施設係（那須塩原市役所 西那須野庁舎2階）

住 所 〒329-2792 那須塩原市あたご町2番3号

電 話 0287-37-5217 FAX 0287-37-5115

メール seibi@city.nasushiobara.tochigi.jp

担 当 山下、小熊